利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		117,073,668
当期総利益	117,073,668	
Ⅱ　利益処分額		
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の改善等積立金	117,073,668	117,073,668

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	13,656,281,841		
一般管理費	796,179,930		
財務費用	9,565,554		
雑損	3,022,330		
臨時損失	44,546,041	14,509,595,696	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△2,785,219,933		
入学料収益	△　486,111,600		
検定料収益	△　114,469,200		
受託研究等収益	△1,621,291,901		
受託事業等収益	△　130,066,464		
寄附金収益	△　373,321,736		
財務収益	△　4,744,698		
雑益	△　568,131,760		
資産見返負債戻入	△　489,624,954		
臨時利益	△　40,478,994	△6,613,461,240	
業務費用合計			7,896,134,456
Ⅱ　損益外減価償却相当額			919,646,202
Ⅲ　損益外利息費用相当額			1,104,260
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			12,806,091
Ⅴ　引当外賞与増加見積額			8,493,281
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△　101,379,716
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		316,197	
政府出資の機会費用		347,386,748	347,702,945
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			9,084,507,519

注記事項

引当外退職給付増加見積額

国又は地方公共団体からの出向職員に係る者は６名、△251,948円である。

注　記　事　項

（重要な会計方針）

当事業年度より「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」」（国立大学法人会計基準等検討会議平成27年３月10日改訂）、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成27年３月30日最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金・・・・・・・・・・費用進行基準

「国立大学法人東京農工大学業務達成基準取扱要項」に基づき学長の承認を得た事業・・・業務達成基準

文部科学省が指定する特別経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用している。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　　物	３年から50年
構　築　物	３年から50年
機械装置	４年から15年
工具器具備品	３年から15年
車両運搬具	２年から７年

ただし、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用している。

なお、受託研究等及び受託事業等で取得した固定資産については、当該契約期間を耐用年数とし、定額法を採用している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

(2)　無形固定資産

定額法を採用している。また、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

ソフトウェア	５年
特許権	８年

３．徴収不能引当金の計上基準

未収授業料の徴収不能による損失に備えるため、過去３年の徴収不能実績率により徴収不能見込額を計上している。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外により財源措置される職員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を賞与引当金として計上している。

また、上記以外の職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。